

# 権利擁護と地域福祉

～これからも安心して吹田で暮らすために～

「自分らしく」を支える＝権利擁護について、高齢の方も、障がいのある方も、ご家族も、事業所も、地域のみなさんも…みんなで一緒に考えてみませんか。

成年後見制度とそれを支える地域連携ネットワークについてのお話と、地域での取組事例を発表します。

2024年  
**2/10** (土)  
13:30 ~ 16:15  
参加費 無料

## 〈会場〉



千里山コミュニティセンター  
多目的ホール

阪急「千里山駅」下車 徒歩2分

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

## 第1部 13:30~14:25

基調講演: 明石 隆行 先生

『判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように(権利擁護)支援する地域連携ネットワークの構築に向けて』

吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の委員長による検討状況の報告と権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりについてご講演いただきます。



講演・コーディネーター

明石 隆行 先生

(種智院大学 社会福祉学科 教授)  
吹田市成年後見制度利用促進  
体制整備検討会議 委員長

## 第2部 14:40~16:15


事業者より取組事例報告

高齢者や障がい者の権利擁護に関する取組事例について、吹田市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の担い手から発表していただきます。

**定員** 会場／オンライン(ZOOM):各100人(先着順)

市内に在住・在勤・在学の方であればどなたでも参加できます。

## 申込方法

吹田市電子申込システムから事前申込制。詳しくは市ホームページから   
(受付期間: 令和5年12月1日(金)から令和6年1月15日(月)まで)

※電話・FAXでの申込を希望される場合(会場参加のみ)

次の情報を福祉部福祉総務室までご連絡ください。

①催し名②参加される方のお名前(ふりがな)③住所④電話番号⑤要配慮事項(要手話・要保育・車いす利用等)

<問合せ先> 吹田市 福祉部 福祉総務室 電話: 06-6384-1803 FAX: 06-6368-7348

吹田市HP



主催: 吹田市・吹田市社会福祉協議会



# 第1部 明石隆行先生ご紹介

明石先生ってどんな人？

大阪府のケースワーカーとして、高齢者福祉・障がい者福祉業務を経験。現在は、種智院大学社会福祉学科教授として、「権利擁護と成年後見制度」、「公的扶助論」等の授業を担当。その他、大阪府市民後見人養成・活動支援事業企画委員や、ひらかた権利擁護成年後見センター運営委員会委員長等を務め、吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議では委員長として意見書を取りまとめるなど、権利擁護支援に係る体制整備に向けて精力的に活動されています。



# 第2部 取組事例報告事業者

## 高齢者 見守り活動協力事業者

地域全体で、多様な業種の事業者の方々が高齢者等を見守り、支援しています。権利擁護にもつながる、日頃の見守り活動を報告します。



いつき相談支援センター  
いつき介護支援センター  
いつきデイサービス

相談支援専門員が様々な障がい福祉サービスを利用しながら、日常生活を営む方への支援について地域で支援する立場から報告します。

社会福祉法人  
吹田市社会福祉協議会

生活・福祉の相談員であり、地域福祉の推進役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が支援対象者を日常生活自立支援事業につないだ事例を報告します。



## ・権利擁護とは

判断能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい人が、「自分らしく」暮らすために、意思決定をサポートしたり、権利を守ることを「権利擁護」といいます。

## ・成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることに不安のある人を法的に保護し、財産管理(不動産や預貯金の管理、相続手続きなど)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など)といった法律行為について、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度です。

# FAX申込欄

<問合せ先> 吹田市 福祉部 福祉総務室 電話: 06-6384-1803 FAX: 06-6368-7348

## ①催し名 令和5年度 地域福祉市民フォーラム 2024/2/10(土)

ふりがな

④電話番号

②お名前

③ご住所

⑤要配慮事項

・手話  
・保育  
・車いす利用

・その他